

大通達甲(人少)第1号	
令和6年1月16日	
簿冊名	例規(1年)
保存期間	1年

本部各課・所・隊長
警察学校長 殿
各警察署長

生活安全部長

大分県警察における少年警察活動上の留意事項について（通達）

大分県警察における少年警察活動については、大分県警察少年警察活動規程（平成14年大分県警察本部訓令甲第23号。以下「活動規程」という。）及び「大分県警察における少年警察活動上の留意事項について」（平成20年2月27日付け大通達甲（少年）第1号）に基づき実施しているところであるが、大分県警察少年警察活動規程の一部を改正する訓令（令和6年大分県警察本部訓令第1号）の施行に伴い、少年警察活動推進上の留意事項について下記のとおりとするので、所属職員に対する指導及び教養を徹底し、誤りのないようにされたい。

なお、前記通達は、廃止する。

記

第1 総則

1 少年警察活動の基本（活動規程第3条関係）

(1) 健全育成の精神

活動規程第3条第1号の「規範意識の向上」は、少年の非行の防止に不可欠な要素であり、また、「立直り」とは、非行少年及び不良行為少年が立ち直ることのみならず、被害少年がその精神的打撃から立ち直ることも含むものである。

少年警察活動を行うに際しては、少年が立ち直ってこそ「少年の健全な育成」という最大の目的が達成されることに留意すること。また、少年警察活動に携わる者は、「少年の健全な育成」を期すため、人格の向上と識見の涵養^{かんよう}に努め、少年及び保護者その他の関係者の信頼が得られるように努めること。

(2) 少年の特性の理解

少年警察活動を行うに際しては、少年が心身共に成長期にあって環境の影響を受けやすいこと、可塑性（少年が非行から立ち直る可能性を意味する。）に富むこと等を理解して当たること。

(3) 処遇の個別化

少年警察活動を行うに際しては、個別の少年の特性に応じて最善の処遇を講ずること。また、その前提として、少年自身とその環境を深く洞察し、問題点を把握すること。

(4) 秘密の保持

少年警察活動を行うに際しては、少年その他の関係者のプライバシーに配慮すること。非行少年に係る事件の捜査又は調査、不良行為少年の補導、少年相談等により知り得た秘密を漏らしてはならないことは当然のことであるが、特に、少年の立直りを期する上では、少年その他の関係者に秘密の保持について不安を抱かせないことが重要であることから、これに配意すること。

(5) 国際的動向への配慮

児童の権利条約の採択、児童の商業的性的搾取に関する取組が世界的に行われているが、少年警察活動を行うに際しては、このような国際的な動向に十分配慮すること。

なお、これらの動向を踏まえて、日本人が国外において敢行する児童買春事犯、インターネットを利用した児童ポルノ事犯等の積極的な取締り及び児童の性的搾取等の防止のための広報啓発を強力に推進するものとする。

2 関係機関、ボランティア等との連携（活動規程第4条関係）

関係機関、ボランティア等との連携に際しては、警察から協力を求めるほか、これらが主体となって実施する活動にも積極的に協力するものとする。

3 少年補導職員（活動規程第6条関係）

- (1) 少年補導職員のうち、低年齢少年に対する質問その他の職務に必要な事項に関する教育訓練を受け、専門知識を有する者で、警察本部長から指定を受けた者は、触法少年又はぐ犯少年に係る事件について、上司である警察官の命を受け、事件の原因及び動機並びに当該少年の性格、行状、経歴、教育程度、環境、家庭の状況、交友関係等を明らかにするために必要な調査を行うことができる。
- (2) ここでいう教育訓練とは、可塑性に富むなどの低年齢少年一般の特性及び発達障害等の特別な事情を持つ少年の特性並びに低年齢少年等の特性を踏まえた質問等の調査要領についての研修等をいう。

第2 一般的活動

1 街頭補導の効果的実施（活動規程第17条関係）

街頭補導は、「道路その他の公共の場所、駅その他の多数の客の来集する施設又は風俗営業の営業所その他の少年の非行が行われやすい場所」において行うこと。この場合において、「その他の公共の場所」には、公園、広場等の不特定多数の者が自由に利用し、又は出入りする場所が広く含まれ、「その他の多数の客の来集する施設」には、興業場、デパート等の不特定多数の客の来集を予定した施設が広く含まれる。また、「その他の少年の非行が行われやすい場所」には、性風俗関連特殊営業や女子高校生に扮するなどしてサービスを提供するいわゆる「JKビジネス」の営業所、盛り場、深夜に営業する飲食店、インターネットカフェ、カラオケボックス、コンビニエンスストア及びその周辺その他少年のたまり場となりやすい場所が広く含まれる。

2 街頭補導実施上の留意事項（活動規程第18条関係）

街頭補導を実施する際は、責任の所在を明らかにし、街頭補導の適正を確保するとともに、少年の信頼を得て事後の助言、指導等を円滑に行うため、自らの身分を明らかにして行うこと。

3 継続補導の取扱い（活動規程第22条関係）

- (1) 継続補導は、少年に対する助言、指導、カウンセリング等を通じて行うものであり、専門的な知識及び技能を必要とし、継続的に実施することを要する活動であることから、原則として、大分っ子フレンドリーサポートセンター（以下「サポートセンター」という。）に配置された少年補導職員等が実施するものとする。ただし、継続補導の対象となる少年の居住地がサポートセンターから遠く離れている場合、警察署に適当な少年補導職員等が配置されている場合等にあっては、サポートセンターの指導の下に、少年警察部門に属するその他の警察職員が実施することができるものとする。
- (2) 少年警察部門に属するその他の警察職員が継続補導を実施する場合は、サポートセンター

から個別具体的な指導を受けるほか、サポートセンターに対し継続補導の経過に係る一般的な報告を行い、サポートセンターから専門的な事項について指導を受けるなど、緊密な連携を保つこと。

4 学校関係者等との協力（活動規程第23条関係）

サポートセンター又は少年警察部門に属するその他の警察職員が継続補導を実施する場合において、その適切な実施のため必要があるときは、学校関係者その他の適当な者と協力して実施すること。この場合においては、継続補導に関与する者が多くなることから、少年のプライバシーに配慮する必要性に鑑み、保護者の同意を得ておくこと。

5 少年の社会参加活動等（活動規程第24条及び第25条関係）

少年の非行の防止や保護のためには、少年に対してその身体的・精神的よりどころとなる居場所を提供することが重要であることから、公園の清掃、落書き消し等の環境美化活動、福祉施設の訪問、生産体験活動その他の社会参加活動、警察署の道場等における少年柔剣道教室、スポーツ大会はもとより、少年の居場所づくりに資する多種多様な活動を新たな発想に基づき推進することが期待されるものである。

また、この種の活動を効果的に実施するためには、学校その他の関係機関等が実施する少年の健全な育成のための活動との役割分担に配意するとともに、警察が有する少年警察活動に関する知識、経験その他の専門性を生かすことが重要である。

6 情報発信（活動規程第26条関係）

少年警察活動については、家庭、学校、地域社会等と一体となって取り組むことが極めて重要であることから、県民に少年の非行情勢や犯罪被害の実態を広く周知し、少年警察活動に対するより深い理解と積極的な協力を得るとともに、県民、関係機関・団体、民間ボランティア等の自発的な活動を促し、支援するために、関係する情報を積極的に発信すること。

また、情報発信に際しては、いわゆる学校警察連絡協議会を始めとする関係機関と開催する協議会の場を活用して具体的な意見交換を行い、又は学校等の関係機関において開催する講習会等に積極的に参加し、警察における取組状況を説明するなど、少年警察活動に関する専門的な知識、技能、情報等が、関係機関等における少年の健全育成に向けた各種の活動に効果的に反映されること。

7 有害環境の排除（活動規程第29条関係）

(1) 所属長は、少年の心身に有害な影響を与えると認められる図書類、電磁的記録媒体、がん具、広告物、営業その他の有害な環境を認知した場合は、刑法（明治40年法律第45号）その他の法令により処理される場合を除き、有害環境報告書（別記様式）により、速やかに生活安全部人身安全・少年課長（以下「人身安全・少年課長」という。）を経由して警察本部長に報告すること。

(2) 警察本部長は、前記(1)の規定により報告を受けた場合において、青少年の健全な育成に関する条例（昭和41年大分県条例第40号）による知事の勧告、命令等をする必要があると認められるものについては、その旨を知事に通知するものとする。

8 民間の自主的活動に対する配慮（活動規程第30条関係）

活動規程第30条の「その求めに応じ」とは、押し付けや相手方の意思に反して行うことを排する趣旨であり、少年警察ボランティアによる街頭補導活動や有害図書の自動販売機の撤去運動、20歳未満の者の飲酒及び喫煙を防止するための関係業者及び業界団体のキャンペーン等の民間の自主的な活動を積極的に支援し、協力することを妨げるものではないので留意すること。

9 地域的な非行防止施策の推進（活動規程第31条及び第32条関係）

少年の非行防止・健全育成活動が家庭、地域等が一体となって展開されることは、少年警察活動を推進する上で極めて望ましい形であることから、地域における非行防止の施策を実施する場合における他の関係機関、住民等への参加の呼び掛けや、他の機関等の実施する非行防止活動等に対する積極的な参画及び協力を行うこと。

また、地域における具体的な施策として、校区等、地域の一部を「非行防止重点地区」等に指定し、関係機関、ボランティア等を巻き込んだ活動を年間を通して実施するなど効果的な非行防止活動の展開に努めること。

第3 非行少年に関する通則

1 捜査又は調査に伴う措置（活動規程第34条関係）

関係機関に送致され、又は通告された非行少年については、当該機関における措置に委ねられることとなることを前提とした上で、個別の事件又は事案によっては、他機関における措置に委ねるまでにいくらかの時間的間隙が生じる場合があり、その間、当該少年について何らの措置もとらない場合には、当該少年が極めて不安定な立場に置かれるなど、当該少年の適切な処遇を妨げるおそれがあることから、本人又はその保護者への助言や学校等への連絡等、当該少年の適切な処遇に資するため必要な措置については、時機を失すことなく行うこと。

また、関係機関への送致又は通告は、捜査又は調査が終了した後、速やかに行うこと。

2 明らかにすべき事項（活動規程第36条関係）

少年の健全な育成のためには非行等の事実の存否及びその内容の解明が前提となることから、非行少年に係る事案の捜査又は調査に当たっては、犯罪捜査規範（昭和32年国家公安委員会規則第2号。以下「規範」という。）第205条の規定に基づき、活動規程第36条各号に掲げる事項について調査を行うこと。

3 捜査又は調査に関する留意事項（活動規程第38条関係）

(1) 犯罪捜査規範の適用

犯罪少年に係る刑事事件の捜査が規範の規定により行われることは当然であるが、触法少年及びぐ犯少年に係る事件についても、調査の方法や調査に当たっての留意事項には、刑事事件の捜査と共通する部分も存することから、その性質に反しない限り、規範第12章（少年事件に関する特則）の例によること。

なお、規範第202条において、少年事件の捜査については、規範第12章に規定するもののほかは一般の例によるものとされていることから、規範第12章以外の部分についても、その性質に反しない限り、これらの規定の例によることとなるので留意すること。

(2) 捜査又は調査の基本

ア 規範第203条の規定に基づき、家庭裁判所の審判その他の処理に資することを念頭に置き、少年の健全育成を期する精神をもって当たること。

イ 規範第204条の規定に基づき、少年の特性を考慮し、特に他人の耳目に触れないようにし、言動に注意するなど温情と理解をもって当たり、少年の心情を傷つけないように努めること。

ウ 規範第206条の規定に基づき、必要に応じて家庭裁判所、児童相談所、学校その他の関係機関との連絡を密にすること。この場合においては、規範第24条及び第202条の規定に準じて、警察本部長又は警察署長（以下「署長」という。）の指揮を受けて行うこと。

(3) 迅速な対応

捜査又は調査が著しく遅延することは、少年の健全育成を阻害するのみならず、被害者対策の観点からも適当でないことから、迅速な捜査又は調査に努めること。

4 発表上の留意事項（活動規程第39条関係）

特定少年のときに犯した罪に係る事件についての報道機関等への発表については、少年法等の一部を改正する法律（令和3年法律第47号）の国会審議に際し、衆議院及び参議院の法務委員会において、「特定少年のときに犯した罪についての事件広報に当たっては、（中略）いわゆる推知報道の禁止が一部解除されたことが、特定少年の健全育成及び更生の妨げとならないよう十分配慮されなければならない」旨の附帯決議が付されていることから、その趣旨を踏まえた対応に努めること。

5 措置の選別及び処遇意見の決定（活動規程第40条関係）

活動規程第11条及び第14条の規定により、所属長は措置の選別及び処遇意見の決定をしようとする場合においては少年事件選別主任者の意見を聞くものとされている。この場合において、少年事件選別主任者は、当該少年の適正な処遇に期するため必要があるときは、生活安全部人身安全・少年課少年事件指導官に意見を聞くこと。

第4 犯罪少年事件の捜査

1 呼出し上の留意事項（活動規程第43条関係）

- (1) 呼出しに当たっては、呼出しを受ける者の心情を理解するとともに、呼出しを行う場所、時期、時間、方法等について配慮し、少年が無用な不安を抱かないように配意すること。また、当該少年が警察から呼び出されたことが周囲の者に容易に分かるようなことは、規範第204条の趣旨からも避けること。
- (2) 活動規程第43条第2項において、捜査のために少年を呼び出す場合は、原則として保護者等に連絡するものとされているが、これは、特定少年の被疑者を呼び出すときも同様である。
- (3) 捜査のため、少年を呼び出す場合は、呼出簿（規範別記様式第8号）に必要事項を記載し、事前に幹部の決裁を受けるなど所定の手続を執るとともに、少年が呼出しに応じた正確な時間帯を呼出簿に確実に記載し、その処理の経過を明らかにしておくこと。

2 取調べ上の留意事項（活動規程第44条関係）

- (1) 少年の被疑者の取調べを行う場合においては、少年に無用の緊張を与えることを避けるとともに、真実の解明のための協力や事後の効果的な指導育成の効果を期待することから、やむを得ない場合を除き、少年と同道した保護者等その他適切な者を立ち会わせることに留意すること。
- (2) 活動規程第44条第2項第3号の「適切な者」とは、飽くまで少年の保護及び監護の観点から判断されるものであり、少年を保護又は監護する者と通常いえない者は含まれないものとする。この場合において、適切と認められる者としては、少年の在学する学校の教員、少年を雇用する雇用主等が挙げられる。
- (3) 保護者等その他適切な者の立会いについては、個々の事案に即して警察署生活安全課長等の少年警察活動に従事する幹部が判断すること。

3 強制措置等の制限（活動規程第45条関係）

活動規程第45条第2項第3号において、少年を留置したときは原則として速やかにその保護者等に連絡することとされているが、これは特定少年の場合も同様である。

4 指紋の採取等（活動規程第46条関係）

活動規程第46条第2項において、犯罪少年の指紋の採取等をしようとする場合に少年事件選

別主任者の意見を聴くものとされているが、これは特定少年の場合も同様である。

5 親告罪等に関する措置（活動規程第47条関係）

活動規程第47条第1項において、親告罪である少年の犯罪について告訴がなされない場合の措置が規定されているが、これは特定少年の犯罪の場合も同様である。

6 余罪の捜査（活動規程第49条関係）

余罪の捜査が遅延すれば、既に送致した事件に係る審判が終了した後に余罪の取調べを行うなど少年の立直りを妨げることにもつながることから、余罪の捜査は、迅速かつ的確に行うこと。

第5 触法調査

1 触法調査の基本（活動規程第50条関係）

(1) 少年の適正な処遇を図るためにには、非行事実を解明することが前提であり、個々の触法調査においては、低年齢少年の特性に配意しつつ、捜索、差押え等の権限を適正に行使し、非行事実の解明等を的確に行うこと。

(2) 少年の特性のうち「可塑性」とは、少年が非行から立ち直る可能性を意味し、「迎合する傾向にある」とは、少年が、質問の担当者の威圧感に萎縮し、反論することが困難であると感じた場合等に、自分の認識等を曲げて担当者の意図に沿うような回答をしやすいことをいう。

このほか、低年齢少年は、被誘導性及び被暗示性が特に強いこと等の特性を有することから、調査に従事する者は、これらの特性について深い理解をもって当たること。

2 質問上の留意事項（活動規程第55条関係）

(1) 少年に対する質問は、任意の供述を得ることを目的とするものであり、強制にわたることがあつてはならない。そのためには、質問の中で「分からぬこと」や「知らないこと」は、「分からぬ」、「知らない」と答えること、「言いたくないこと」は言わなくてもいいこと等をはっきり伝えること。この場合において、少年に「正直に話をしなくてもいい」という誤った意識を生じさせることのないように、個々の少年の状況等を踏まえつつ、分かりやすく伝えることに配意すること。

(2) 活動規程第55条第2項の「適切と認められる者」の例としては、少年の同居の親族、少年の在学する学校の教員、少年を一時保護中の児童相談所の職員、弁護士である付添人等が対象となり得るが、適切と認められるかどうかは、低年齢少年の特性に配意しつつ、当該少年の保護又は監護の観点から個別に判断すること。

3 犯罪の疑いがある場合の措置（活動規程第56条関係）

低年齢少年の刑罰法令に触れる行為については、刑法上犯罪が成立せず、当該少年の当該行為につき逮捕及び捜査としての捜索、差押え若しくは検証を行い、又は当該少年を被疑者として取調べを行うなど、司法の手続によってその事件を取り扱うことができないが、触法少年事件であると断定できない段階においては、事案の真相を明らかにするための捜査を尽くすこと。

4 強制捜査後に触法少年事件であることが判明した場合の措置（活動規程第59条関係）

緊急逮捕した少年の行為が14歳未満の時に行われたものであることが明らかになった場合には、直ちに釈放すること。この場合においては、釈放した後であっても、規範第120条第3項の規定により逮捕状を請求しなければならないことに留意すること。

5 児童相談所への送致又は通告（活動規程第60条及び第61条関係）

(1) 触法少年を児童相談所に送致し、又は通告するに当たっては、当該少年の適正な処遇に資するため、少年警察活動規則の規定により作成する書類の様式を定める訓令（平成19年警察

庁訓令第12号。以下「様式を定める訓令」という。)に規定する送致書又は児童通告書のほか、必要に応じて、調査報告書、当該少年及び関係者の申述書又は事実申立書その他必要な書類を作成し、又は徴すること。

- (2) 触法少年を児童相談所に通告する場合は、調査概要結果通知書(少年法第6条の2第3項の規定に基づく警察職員の職務等に関する規則(平成19年国家公安委員会規則第23号)別記様式)を作成の上で当該少年に関する調査概要及び結果を通知すること。
- (3) 児童相談所への送致書類は、触法少年事件送致書、書類目録、その他の書類の順に編集し、その他の書類のうち、証拠物関係書類については、当該書類の謄本をつづり、正本については、当該証拠物を家庭裁判所へ送付する際に併せて送付すること。ただし、還付又は廃棄したことにより家庭裁判所へ送付することのない証拠物に係る書類については、当該書類の正本を送致すること。
- (4) 家庭裁判所へ証拠物を送付する際は、証拠物送付書、証拠物総目録、証拠物関係書類の順に編集し、証拠物関係書類については、当該書類の正本をつづること。
- (5) 触法少年の申述書を作成する場合は、少年の年齢、知能等に応じた平易な言葉を用いること。また、申述書には、当該少年の署名及び押印又は指印(以下「署名押印等」という。)を求める。この場合において、事情聴取に立ち会い、又は申述書の内容を確認した保護者等があるときは、当該保護者等にも署名押印等を求める。

なお、触法少年と他の被疑者とが共犯関係にある場合には、当該触法少年は、他の被疑者に関する捜査上の参考人となるので、参考人供述調書を作成すること。

6 所持物件の措置(活動規程第63条関係)

活動規程第63条第1項の物件を少年が所持している場合で、少年と他の被疑者とが共犯関係にあるときは、当該少年が所持する物件を、他の被疑者に関する捜査上の手続により押収することができることに留意すること。

第6 ぐ犯調査

1 呼出し及び質問上の留意事項(活動規程第68条関係)

前記第5の2の規定は、ぐ犯調査のため少年に質問する場合について、準用するものとする。

2 ぐ犯少年の送致又は通告(活動規程第70条関係)

- (1) ぐ犯少年を家庭裁判所に送致し、又は児童相談所に通告するに当たっては、当該少年の適正な処遇に資するため、ぐ犯少年事件送致書(様式を定める訓令別記様式第33号)又は児童通告書(様式を定める訓令別記様式第37号)若しくは児童通告通知書(様式を定める訓令別記様式第37号の2)のほか、必要に応じて、調査報告書、当該少年及び関係者の申述書(様式を定める訓令別記様式第3号)又は答申書(任意様式)その他必要な書類を作成し、又は徴すること。
- (2) ぐ犯少年の申述書を作成する場合は、少年の年齢、知能等に応じた平易な言葉を用いること。また、申述書には、当該少年の署名押印等を求める。この場合において、事情聴取に立ち会い、又は申述書の内容を確認した保護者等があるときは、当該保護者等にも署名押印等を求める。

3 少年に所持させることが不適当な物件の措置(活動規程第73条関係)

- (1) 少年が少年法第24条の2第1項各号及び第2項各号のいずれかに該当する物件その他家庭裁判所の審判に必要と認められる物件を所持しているときは、その同意を得た上で、一時これを預かること。この場合、当該物件を預かった警察職員は、預り書(活動規程第3号様式)

を作成するとともに、保護者等の申述書を作成し、当該物件を預かった旨を明らかにする書面を当該少年又は保護者等に交付するなどして、物件の預かりのてん末を明らかにしておくこと。

- (2) 少年以外の者が、少年法（昭和23年法律第168号）第24条の2第1項各号及び第2項各号のいずれかに該当する物件を所持している場合等で、事案処理のため特にその物件を必要とするときは、所有者等の協力を得て、任意差出書（活動規程第4号様式）と共にその物件の提出を求める。この場合において、提出者には任意差出書の写しを交付するなどして、そのてん末を明らかにしておくこと。
- (3) 前記(1)又は(2)の場合において、被害者その他の権利者に物件を返還する場合は、受領書（活動規程第1号様式）を徴すること。
- (4) 非行の防止上所持させておくことが適当でないと認められる物件を少年が所持していることを発見し、これを所有者その他の権利者に返還させた場合は、当該権利者から受領書を徴するなど物件の措置のてん末を明らかにする措置を講ずること。

第7 少年の保護のための活動

1 被害少年に対する支援（活動規程第77条関係）

人格形成期にある少年が犯罪その他少年の健全な育成を阻害する行為により被害を受けた場合、その心身に与える影響が大きく、特別な配慮が必要であることから、被害少年については、現場における助言、関係機関の紹介、再び被害に遭うことを防止するための助言又は指導等の必要な支援を行うこと。

2 被害少年に対する継続的な支援（活動規程第78条関係）

- (1) 被害少年の精神的な打撃の程度、加害行為の態様、被害の内容、被害少年の年齢、性別、生活状況及び家族状況その他の事情を総合的に判断して、必要と認められるときは、被害少年に対して継続的な支援を実施すること。この場合において、継続的な支援については、少年のプライバシーにかかわることが多いことから、必ず保護者の同意を得ること。また、継続的な支援の実施に当たっては、臨床心理学、精神医学等の専門家の助言を受けるなどして、被害少年の特性に留意すること。
- (2) 継続的な支援については、学校等の関係機関のほか、地域のボランティア等との協力の下に行なうことがより効果的な場合には、学校関係者その他の適当な者と協力して行うこと。この場合においては、関与する者が多くなることから、少年のプライバシーへの配慮が不可欠であるため、必ず保護者の同意を得ること。

3 福祉犯の被害少年の保護等（活動規程第81条関係）

- (1) 福祉犯の被害少年については、身体的・精神的な打撃が大きく、心身に傷を受けたことが非行の原因となる場合もあることから、活動規程第77条の必要な支援を実施するとともに、必要と認められるときは、活動規程第78条の継続的な支援を実施すること。
- (2) 福祉犯については、いわゆる援助交際に起因する児童買春事件にみられるように、被害少年において被害意識が希薄であるために反復して被害に遭う場合も少なくないことから、福祉犯事件について捜査をするとともに、被害少年が再び被害に遭うことを防止するため、少年本人に対する助言又は指導を行うほか、保護者や学校関係者等に配慮を求める。
- (3) 福祉犯については、風俗営業に係る18歳未満の年少者使用や20歳未満の者に対する酒類又はたばこの提供にみられるように、特定の営業において反復継続的に少年が被害者となる場合もあり、同種の犯罪の再発を防止する観点から、福祉犯事件に關係した事業者を指導し、

及び監督する行政機関に対し、当該事件について連絡し、必要な行政処分等を促すなどの必要な措置を執ること。

また、関係する業界団体に対し、再発防止のための自主的な取組を働き掛けたり、地域住民に対する広報啓発を行うなど、同種の福祉犯の発生を防止するための必要な措置をとること。

4 児童虐待を受けたと思われる児童についての活動（活動規程第84条関係）

(1) 認知時の措置

ア 所属長（人身安全・少年課長を除く。）は、児童虐待を受けたと思われる児童に係る情報を認知した場合は、人身安全・少年課長にその概要について速やかに報告すること。

イ 人身安全・少年課長及び署長は、児童の安全の確保を最優先とした対応の徹底を図るとともに、児童の保護に向けた児童相談所、県の関係機関等と緊密な連携を行い、早期の事件処理と適切な保護対策を実施すること。

(2) 援助に際しての事前協議

児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）第10条に基づく援助の求めがあつた場合においては、署長は、児童の保護の万全を期する観点から、緊急性のあるとき等を除き、児童相談所長等との間で事前に協議を行うこと。

(3) 児童及び保護者に対する措置

児童虐待は、児童の心身の成長及び人格の形成に重大な影響を与えるものであることから、被害児童の精神的被害を回復するためのカウンセリングや再発を防止するための保護者に対する助言又は指導を行うなど必要な措置をとること。

（人身安全・少年課企画・指導係）

別記様式

第 号 年 月 日	
大分県警察本部長 殿	
長	
有 害 環 境 報 告 書	
対 象 種 別	
題 名 及 び 数 量	
発行所、製作所の所在地 及び責任者の氏名並びに 発見した場所、数量	
有害環境と認められる 詳 細 な 理 由	
備 考	

備考 対象種別は、発見に係る有害環境の広告物、出版物、芸能、がん具、広告等の種別等を記載すること。